様式第１７（第４２条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定更新申請書  申請年月日 2025年 5月 21日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな）つちやごむかせいかぶしきがいしゃ  一般事業主の氏名又は名称 土谷ゴム化成株式会社  （ふりがな）つちや　ひでたつ  （法人の場合）代表者の氏名　土谷 英立  住所　〒133-0051  東京都江戸川区北小岩6丁目7番5号  法人番号　6011701005165  　情報処理の促進に関する法律第３２条第１項に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定の更新を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 当社WEBサイト DXへの取り組み | | 公表日 | 2023年 6月 28日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | <https://tsuchiya-gk.jp/category/dx/>  DX宣言＞1. 企業経営及び、情報処理技術の活用の方向性 | | 記載内容抜粋 | 1-1. 経営ビジョン  業務の生産性、効率化から利益を最大化にするためには、データの信憑性、ネットワーク環境の整備が重要な課題と認識しています。しかしながら、当社では、まだまだアナログな業務が残っているのも事実です。デジタル技術を積極的に導入・活用することで、社内の蓄積されたノウハウからお客様への良質な提案へとつなぎ、「いつまでも信頼される企業」であり続けられるよう、経営層、従業員一丸となって取り組んでまいります。  1-2. ビジネスモデルの方向性  短期的にはクラウドツールを導入し、社内の情報を集約することで、情報共有基盤を強化していきます。そのために、社内業務で使用している紙媒体のデジタル化、脱EXCEL管理を目標にかかげ、クラウドツールに移行することで、社内外問わず、様々な検索条件で目的のデータをすばやく検索・共有できるように取り組みます。  また、今後導入するクラウドツールは、ISMAPなどセキュリティ水準が高く、コミュニティが豊富な製品を選定基準とし、Fit to Standardのアプローチで活用することで、効率的な業務の標準化のための基盤作りを整備していきます。中長期的には、海外拠点にも同一のクラウドツールを展開し、データフォーマット統一による業務標準化やデータによる現状把握、売上分析、製造分析、顧客クレーム分析などに活用していくことで付加価値を高め、お客様へのサービス充実化に努めてまいります。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 社長の承認のもと、上記記載を開示。  当社では、社長が意思決定の権利を有しています。 |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 当社WEBサイト DXへの取り組み | | 公表日 | 2023年 6月 28日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | <https://tsuchiya-gk.jp/category/dx/>  DX宣言＞2. 企業経営及び、情報処理技術の活用の方策＞2-1. DX推進戦略 | | 記載内容抜粋 | 日々、営業活動を展開する中で得られたものをお客様に還元できるよう、以下のような戦略でDX推進に取り組みます。  ①デジタル化による顧客対応力と収益性の向上  現在、顧客管理情報や生産管理情報は、紙やEXCEL、基幹システムなどに分散していますが、クラウドツールに連携することによって、営業グループ、生産管理グループ、品質グループの情報を共有し、各部門で顧客対応のサービス向上を進めます。  （データ活用）  ・営業グループ  対応案件の進捗プロセスや顧客訪問履歴の案件管理データを営業グループ内で共有することにより、全ての顧客に対して、速やかなアクション、フォローを行います。また、売上データに基づいた見込み製品の抽出と、顧客の商談のキーマンを営業グループ内で共有することによって、効率的な営業活動を実現し、収益性の向上に繋ぎます。  ・生産管理グループ  受注データ、出荷データ、生産実績データから、生産管理グループが納期遵守率をリアルタイムに把握し、一層の納期短縮を進めます。設備、金型の定期メンテナンス時期についてリマインド機能を使うことで確実に実施し、設備の安定稼働を維持します。  ・品質グループ  不良率管理データ、顧客クレーム管理データから、月別推移、年度別対比、製品種別など様々な角度で集計をすることで、速やかな現状把握や対策の立案、類似製品への横展開、顧客クレームを減少させるための施策の立案ができるようになります。  ②バックオフィス業務のデジタル化  クラウドツールにより、社内に必要な情報を一元管理します。これにより、紙の掲示板の廃止や紙への手書き、提出による社内移動、データ点在による検索の手間など、全従業員の負荷を軽減します。また、標準で備わっている機能をそのまま利用してみるという「Fit to Standard」のアプローチで開発工数を短縮して取り組みます。  （データ活用）  ・全従業員  全従業員向けのポータルページには社内諸般データを集約して表示し、情報共有・業務連絡を効率化します。また、各グループ向けのポータルページには、総務グループは勤怠データ集計、営業グループは売上データ集計といった、各グループにとって重要なデータを集約して表示させることで、社員のモチベーションアップにつなげるとともに、業務効率化を図ります。  また、社内稟議をデジタル化することでスピーディーな承認が可能となります。高度なデータ集計をすることで、社内の会議用資料作成工数を削減し、本来の営業活動に集中できるよう、効率化させます。  ③各拠点間のデジタル業務標準化  日本で開発した運用中のクラウドツールを海外拠点へ展開することで、業務標準化を図ります。  （データ活用）  ・経営幹部  顧客管理データ、売上データ、不良率管理データ、在庫データなど全拠点でデータフォーマットを統一することで、日本本社が各拠点のデータから現状をスピーディーに把握し、迅速な意思決定を行えるようにします。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 社長の承認のもと、上記記載を開示。  当社では、社長が意思決定の権利を有しています。 |   　　① 戦略を効果的に進めるための体制の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | <https://tsuchiya-gk.jp/category/dx/>  DX宣言＞2. 企業経営及び、情報処理技術の活用の方策＞2-2. DX推進体制 | | 記載内容抜粋 | 2022年2月に業務標準化、およびDXを推進する「業務改善グループ」を設置しました。  DX推進体制としては「全社推進」を重視するため、代表取締役と業務改善グループが全社DX戦略・推進を全体支援します。  （体制図は「別紙\_戦略体制図.xlsx」を参照）  DX人材の育成・確保としては、  ・　DXリテラシー向上のための外部教育の受講  ・　従業員へクラウドツールの利用促進  を実施します。  上述の育成・確保の結果、最終的には人材を「どうしたら効率化できるか」「どうしたらお客様へのサービス向上につながるか」と意識できるようにします。 |   　　② 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | <https://tsuchiya-gk.jp/category/dx/>  DX宣言＞2. 企業経営及び、情報処理技術の活用の方策＞2-3. デジタル技術活用のための環境整備 | | 記載内容抜粋 | オンプレミスサーバーで管理している共有ファイルをクラウドツールへ移行することで、ファイルの検索性を向上させるとともに、アクセス権を適切に設定してセキュリティを強化します。スマートフォンにおいても安全に利用できるようMDM製品を導入し、紛失時などのリモートロック、最新版の管理など、不要なアプリ制限などセキュリティ対策をしっかり行っていきます。  また、電子化を進めていき、将来的には製造現場にタブレット端末を支給し、電子化された図面や標準書を閲覧できるようにします。  今後、システムは原則クラウドを導入することで、冗長性や事業継続性に加え、連携性を重視し、デジタル技術基盤をグループ全体に整えていく計画です。 |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 当社WEBサイト DXへの取り組み | | 公表日 | 2023年 6月 28日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | <https://tsuchiya-gk.jp/category/dx/>  DX宣言＞3. 戦略の達成状況に係る指標 | | 記載内容抜粋 | 全体的なDX推進度合いは、一人当たりの売上高（労働生産性）の向上を指標とし、前年度対比で評価します。 |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | 2023年 6月 28日 | | 発信方法 | 当社WEBサイト DXへの取り組み  <https://tsuchiya-gk.jp/category/dx/>  DX宣言へ、社長メッセージとして掲載しています。 | | 発信内容 | 昨今、DXが推進される中、製造業においてもデジタル技術を使った業務効率化が加速し、さらには新型コロナウイルス感染症の拡大により、社会の状況が大きく変わりました。また、経済産業省の「DXレポート - 2025年の崖 -」にもある通り、当社においても自社利用システムのレガシー化を危惧しており、お客様のニーズに応えられる体制づくりが早急に必要と考えております。  この急速な変化に対応するため、当社では業務本来の在り方や、その業務が本当に必要なのか、廃止できないか、デジタル技術を活用し効率化できないか、など徹底的に業務を見直すことで、当社のビジネスモデルを抜本的に変革していきます。 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2025年 4月頃　～　2025年 5月頃 | | 実施内容 | 「DX推進指標自己診断フォーマット」に自己診断結果を記入し、本申請時に添付して提出しました。 |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2023年 2月頃　～　現在継続中 | | 実施内容 | 2023年2月にSECURITY ACTION制度に基づき、二つ星の自己宣言を行い、情報セキュリティ対策に取り組んでおり、当社WEBサイト内「情報セキュリティーに関する方針」を記載しています。クラウドはISMAPや国際基準に準拠したセキュリティ水準が高いlaaS(インフラ)やSaaS(アプリ)を選定基準としています。  また、EPPやEDRでマルウェア対策していますが、それでも100％サイバー攻撃を防げない場合に備え、サイバー保険に加入しております。  公開場所：当社WEBサイト DXへの取り組み  <https://tsuchiya-gk.jp/category/dx/>  DX宣言>4. サイバーセキュリティに関わる対策 |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１７（第４２条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号の基準による認定の更新を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１７（第４２条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定更新申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定更新後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。